別紙

委託業務処理要領（案）

１　総則

受託者は、除雪業務の処理をするときは委託契約書によるほか、この要領の定めるところによる。

２　除雪範囲

別紙「北海道小平高等養護学校除雪範囲図」のとおり

３　除雪業務実施

(1)　除雪には次の車両を使用すること。

除雪ドーザ（ホイール型・本体８ｔ級以上・マルチプラウ）

(2)　除雪は、特に業務担当員の指示のある場合を除き、概ね１５ｃｍ以上（午前５時００分の時点）の降雪があるときに行うこと。

(3)　除雪作業にかかる作業時間は次のとおりとする。

ア　除雪は「最優先区域」については午前６時００分までに、「常時除雪区域 1」については午前８時００分までに、「常時除雪区域２」については午後３時までに完了すること。

イ　上記に定めた時間帯以外に除雪が必要であるときは、業務担当員と協議を行い、その指示にしたがって作業を行うこと。

４　実施報告

(1)　受託者は、除雪業務を実施後速やかに、契約書第９条に規定する「除雪業務実施報告書（別紙２）」を「運行記録用計器により作成された作業時間記録用紙」とともに業務担当員に提出し、確認を受けること。

(2)　「運行記録用計器により作成された作業時間記録用紙」を提出することができないときは、作業の開始時及び作業の終了時に業務担当員に電話連絡を行い、作業時間の確認を受けること。

５　その他

(1)　除雪車両の運転は、当該機械又は車両を運行できる資格・免許等を有する業務従事員が行うこととし、受託者が選定した業務従事員は業務処理責任者とともに「除雪作業員名簿」をもって委託者に通知すること。

(2)　受託者はこの業務の処理に使用する車両について、次の条件を満たした任意自動車損害賠償保険契約を締結すること。

ア　対人賠償額　無制限

イ　対物賠償額　５００万円以上

(3)　受託者は契約締結時に次の書類を委託者に提出すること。

ア　使用車両に関する任意自動車損害賠償保険証の写し

イ　使用車両に関する自動車検査証の写し

ウ　除雪作業者の運転免許証の写し

エ　業務従事員の車両系建設機械運転技能講習修了または同等以上の資格の写し

(4)　学校施設の保全にあたっては、除雪範囲を示す標識及び縁石・マンホール等の位置を十分に確認し、施設を損傷させないよう注意すること。また、施設に損傷等を与えたときは、速やかに業務担当員へ報告し、適切な時期に受託者の責任において修繕等を行うこと。

(5)　この要領に定めのない事項については、業務担当員と受託者の間で協議のうえ実施するものとする。